

| | |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和9年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(令和9年3月31日まで) |

警視庁刑事部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
科学警察研究所総務部長
警察大学校刑事教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁鑑発第499号、丁刑企発第34号
令和3年4月1日
警察庁刑事局犯罪鑑識官
警察庁刑事局刑事企画課長

DNA型鑑定の実施における留意事項について（通達）

警察におけるDNA型鑑定（以下「鑑定」という。）については、「DNA型鑑定の運用に関する指針について」（平成31年3月29日付け警察庁丙鑑発第24号ほか）等に基づき統一的に運用しているところであるが、鑑定の経過等の記録及び鑑定の実施の判断について、引き続き、下記の事項を徹底し、公判における立証に有用な鑑定となるよう万全を期されたい。

なお、本通達は、科学警察研究所と協議済みである。

記

1 鑑定記録作成上の留意事項

(1) 基本的留意事項

鑑定の経過等を記録したワークシート等は鑑定の信用性を確保するために作成する必要不可欠な書類であることを踏まえ、形式的な作成となることがないように十分に留意しつつ、実施した鑑定の経過・手順や内容を公判において事後に検証できる程度の具体的な記載を徹底するとともに、その記載は鑑定の推移に応じてその都度行い、鑑定後にまとめて記載することのないようにし、公判における信用性の立証に耐え得るものとする。

(2) ワークシート等の様式

ワークシート等の様式については、資料名、検査日時、検査内容（各工程の方法、試薬のロット番号、使用機材等）、使用チューブの記載番号等はもちろんのこと、備考欄を設けるなど、実施した各種鑑定検査記録や分析機器による分析結果を始め、鑑定結果のみならず、その経過についても記載が十分に可能なものとする。

(3) ワークシート等作成上の留意事項

ア 鑑定担当者は、(2)の事項を漏れなく記載することはもとより、鑑定の過程において特徴的な現象が見られた場合は当該ワークシート等の備考欄等に確実に記載すること。

イ ワークシート等への記載は、鑑定の推移に応じてその都度行い、鑑定後にまとめて記載しないこと。

ウ ワークシート等の記載内容の修正を行う場合は、修正すべき内容を消去することなく二重線を用いるなどし、その修正の経過を明らかにしておくこと。

エ やむを得ず、ワークシート等以外の紙片に鑑定の経過等を一時的に記載した場合には、ワークシート等にその全てを貼付又は添付するとともに、ワークシート等の備考欄に当該紙片について、その説明を記載すること。

2 鑑定の結果データの取扱い

鑑定担当者は、分析機器を用いて鑑定資料の分析を実施し、当該機器により数値等の分析結果データを印刷した場合には、その印刷物をワークシート等に貼付又は添付し、貼付等できない場合には、公判に備え適切に保管すること。

3 鑑定の実施判断

犯罪立証上極めて重要な資料については、当該資料に含まれるDNA量が微量であること等により全部又は一部の座位でDNA型の検出に至らない可能性がある場合であっても、細胞等の存在が確認された資料や定量結果が得られた資料については、必要に応じて鑑定を実施すること。

なお、これら鑑定実施の判断に当たっては、あらかじめ捜査部門と当該鑑定の必要性等について協議し、鑑定の円滑な実施に配慮すること。

4 科学警察研究所との連携

犯罪立証上極めて重要な資料について、抽出されたDNA量の定量結果が微量である場合のほか、当該資料の状態を検討した結果、資料に含まれるDNAが微量である可能性や分解されている可能性があるため全部又は一部の座位でDNA型の検出に至らない可能性があると思われる場合には、科学警察研究所での鑑定も視野に、幅広く同研究所に相談すること。